

令和4年 第5回須賀川市農業委員会総会議事録

令和4年5回須賀川市農業委員会総会は、次のとおり招集された。

- 1 招集公示 令和4年5月6日（金）
- 2 招集通知日 令和4年5月6日（金）
- 3 招集日時 令和4年5月20日（金）午後3時
- 4 招集場所 市役所 4階大会議室 A～B
- 5 招集委員 須賀川市農業委員会 農業委員（19名）

農地利用最適化推進委員（7名）

議席 番号	氏名	議席 番号	氏名	議席 番号	氏名	議席 番号	氏名
1	加藤 梅子	2	関根 要一	3	安藤 雅裕	4	桑名 辰幸
5	大越 彰	6	村上 光宏	7	古川 雅和	8	矢部 邦博
9	高橋 純一	10	小枝 宏嗣	11	松川美智夫	12	吉田かつ子
13	鈴木 光重	14	和田 博文	15	熊谷 聡	16	横川 良雄
17	矢吹 正則	18	深谷 寅一	19	秋山 吉治		

6 出席農業委員 19名

7 欠席農業委員 0名

担当 地域名	氏名	担当 地域名	氏名	担当 地域名	氏名	担当 地域名	氏名
須・浜	村上 節夫	西袋	渡邊 久記	稲田	大河原一英	小塩江	塩田 静生
仁井田	影山 孝	仁井田	根本 芳一	長沼	池田多可志		

8 出席を要請した農地利用最適化推進委員 7名

9 欠席農地利用最適化推進委員 1名 （渡邊久記委員）

10 職務のため会議場に出席した事務局職員の職・氏名

農業委員会	事務局 長	西澤 俊邦
	農政係 長	早尾 重美
	農地係 長	力丸 光輝
	専門員	三島木 修
経済環境部農政課	主 事	藤田 紘平

11 議 案

議案第 20 号 農用地利用集積計画について

議案第 21 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 22 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 23 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 24 号 現況確認証明申請の適否決定について

議案第 25 号 令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに
令和 4 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

報告第 10 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出書の受理について

報告第 11 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について

報告第 12 号 災害復旧工事のための農地一時転用届出書の受理について

報告第 13 号 農地改良行為工事のための届出書の受理について

報告第 14 号 農地法第 5 条の規定による農地転用届出の取消願出書の受理について

報告第 15 号 農業経営改善計画認定申請に係る意見書について

12 その他

13 開 会 (午後 3 時)

14 挨拶 農業委員会 会長 和田 博文

15 進 行

須賀川市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、議長に和田博文農業委員会会長が就任する。

議長は、出席農業委員数の報告後、須賀川市農業委員会会議規則第 6 条の規定により本総会が成立していることを宣言した後、農地利用最適化推進委員の出席委員数も報告した。議事録署名委員には、議席番号 7 番 古川雅和 農業委員と 8 番 矢部 邦博 農業委員を指名した。

16 議 事

審議内容 別添のとおり。

17 閉 会 (午後 4 時 20 分)

須賀川市農業委員会会長は、書記をして議事一切を記録せしめ、その事実
に相違ないことを証するため、議事録署名農業委員とともに署名する。

令和4年5月24日

須賀川市農業委員会

会 長（議 長）

議事録署名農業委員

議事録署名農業委員

<別 紙> 審 議 内 容

令和4年 第5回総会

令和4年5月20日（金）

議 長 それでは、只今から議事に入ります。

議案第20号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 早尾係長 概略説明。農政課 藤田主事 説明。

議 長 ここで、第84号について、売り手が古川 雅和 農業委員の同じ世帯であること、買い手が村上 光宏 農業委員の自己案件ですので、「須賀川市農業委員会会議規則第10条議事参与の制限」により、両委員に退席を求め、先に審議いたします。

（当該農業委員 退席）

議 長 只今、第84号についての説明がありました件について、ご意見、ご質問等ありませんか。

（質疑等なし）

議 長 それでは、お諮りいたします。

第84号について異議のない農業委員は挙手願います。

（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、第84号については計画どおり議決し、決定することといたします。

議 長 ここで、古川 雅和 農業委員、村上 光宏 農業委員の復席を求めます。

（当該農業委員 復席）

議 長 続きまして、説明がありました第83号、第85号について、質問等ありませんか。

（質疑等なし）

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第20号「農用地利用集積計画について」異議のない農業委員は挙手願います。

（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、議案第20号「農用地利用集積計画について」は計

画どおり議決し、決定することといたします。

(農政課職員 退席)

議長 次に、議案第 21 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 早尾係長 説明。

議長 続いて、申請番号順に調査員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

受理番号第 29 号について大河原委員よろしくお願いいたします。

大河原推進委員 受理番号第 29 号について説明いたします。

譲渡人と譲受人は本家と分家という関係にございます。この申請地は、譲受人の住宅に隣接しており、長年、譲受人が家庭用野菜を作っていたという経過があったそうです。そのため、今後の代替わりに向けて譲受人の方からぜひ譲ってくれないかと話を持ちかけたところ、快く譲渡人の方でいいですよということで、価格も二人で納得した状況で決めてあるようです。畑として今後も使って行くということで周りに与える影響は全く無いと考えます。委員の皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 受理番号第 30 号について、小枝農業委員よろしくお願いいたします。

小枝農業委員 受理番号第 30 号についてご説明いたします。

5 月 13 日、渡邊推進委員と私の 2 名で現地調査並びに聞き取り調査をしてきました。

この案件は親子関係に当たります。譲渡人は高齢の為、譲受人が何十年も農業をやっている状態で、今後の農業経営のため使用貸借権設定の申請がされました。許可上問題ないと思われれます。

委員の皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 只今の説明に、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑等なし)

議長 それではお諮りいたします。

議案第 21 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 21 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」は許可することを議決し、決定することといたします。

次に、議案第 22 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 力丸係長 説明。

議長 続いて、調査委員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

受理番号第 6 号について、大河原委員よろしくお願いいたします。

大河原推進委員 第 6 号についてご説明いたします。

14 日に桑名農業委員、深谷農業委員の 3 人で、現地で申請人に話を聞いてまいりました。地図を見てもらうと良く分かりませんが、転用地は傾斜があり低い場所で、排水路も全く整備されていないので、この申請地に池のように水がたまってしまうという事情から客土して排水路をきちんと作りたいという申請者の要望で、一時転用の申請を出しているところございます。

農地の改良という意味で、全く周りに影響を与えることが全く特に問題はないと思いますが、委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 受理番号第 7 号と第 8 号を影山委員よろしくお願いいたします。

影山推進委員 受理番号第 7 号と第 8 号について説明いたします。

今月 18 日に聞き取りと現地の確認を行ないました。申請人は米流通業者の代表であり、数年前に農地所有適格化法人を取得し、米の作付けも拡大しているところです。

今回、申請地に低温倉庫を新設したいということですが、付近に農地がなく農地への影響はないと思われれます。また、申請地の近くに民家がありますが、民家に近いところに駐車場、少し離れたところに農業倉庫を建てるということで、問題は無いと思われれますが、近隣の家への事前説明を指導し了解してくれました。許可上問題はないと思いますが、委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議長 それでは、お諮りいたします。

議案第 22 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」許可することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 22 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」議決し、許可することといたします。

次に、議案第 23 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 力丸係長 説明。

議長 続いて、申請番号順に調査委員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

受理番号第 12 号、塩田委員よろしくお願いいたします。

塩田推進委員 受理番号第 12 号について説明いたします。

今本申請地は 5 月 14 日、安藤委員と吉田委員とで現地を確認しました。今回の申請地は、隣接地が太陽光発電施設として、すでに県の許可を得ているところで、工事に当たり工事用進入路と資材置き場として当初計画し、農地の一時転用申請にいたり、昨年 8 月の農業委員会総会において許可決定された場所で、今回、新たに申請することになったのは、工事の下請け業者が変わったため、工事完了が遅れたことによるもので、やむを得ないものと考えられます。

本件は一時転用であり、工事完了後は農地として現状に戻すことになっており、問題はないと考えられますが、委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 次、第 13 号、村上委員よろしくお願いいたします。

村上推進委員 受理番号 13 号についてご説明申し上げます。

5 月 14 日、秋山委員、鈴木委員の 3 人で調査をいたしました。

譲渡人と譲受人は、親族関係で自宅が令和元年台風 19 号の水害に遭い、今後を考慮し安全な土地に建築したいと計画しましたが、

利便性の高い土地は、この農用地以外にないことから本申請が出されたものであります。

この農地転用は集団性を阻害するものではなく、排水につきましても合併浄化槽により処理し側溝に流すため、特に問題なく、外構工事を適切に行うということなので、付近の農地に与える影響はないものと考えられます。また、価格につきましては、お互いの話し合いにより、使用貸借権の設定 20 年と決定されたものです。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 次、第 14 号、影山農業委員よろしくお願いいたします。

影山農業委員 受理番号第 14 号について説明いたします。

先程の 4 条案件と関連しますが、譲受人は農業用倉庫を新設する計画でしたが、自作地だけでは面積が少なかったため、隣接する畑の所有者に話を持ち掛け、合意にいたりしました。価格も話し合いの末決定したものであります。

農業用倉庫に転用する計画で、隣接する農地への影響ですが、申請地の東側に農地がありまして、十分な法面と水路を確保する予定であること、更に譲受人所有の通路がありますので、影響はないと思われまます。許可上問題はないと思えますが、委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議長 それでは、お諮りいたします。

議案第 23 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」許可することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 23 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」議決し、許可することといたします。

次に、議案第 24 号「現況確認証明申請の適否決定について」を議題といたしますが、受理番号第 5 号については、申請人が古川 雅和 農業委員の同じ世帯であることから、自己案件とみなし、「須賀川市農業委員会会議規則第 10 条議事参与の制限」により、退席を求め、先に審

議いたします。

(当該 農業委員 退席)

議長 議案第 24 号「現況確認証明申請の適否決定について」第 5 号について、事務局より説明を求めます。

事務局 力丸係長 説明。

議長 続いて、第 5 号について調査委員の説明を求めます。

説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

根本委員、お願いいたします。

根本推進委員 受理番号第 5 号について説明いたします。

4 月 27 日に事務局と高橋委員、行政書士の坂本氏と現地確認を行いました。今回の申請は現在住まわれている方から売却してほしいと相談があり、調べましたところ農地となっていたため、現況確認申請が出されました。

今、事務局から説明がありましたとおり、だいぶ前の出来事で、非農地化した理由につきましては、分からない点もありますけれども、現在他の農地への影響も少なく、70 年以上住まわれておりまして、調査委員全員で問題がないと判断を致しましたので、委員の皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議長 なければ、お諮りいたします。

第 5 号を許可することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、第 5 号については、議決し、許可することといたします。

ここで、古川 雅和 農業委員の復席を求めます。

(当該農業委員 復席)

議長 では、改めて第 6 号、第 7 号について、事務局より説明を求めます。

事務局 力丸係長 説明。

議長 続いて、申請番号順に調査委員の説明を求めます。

説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

第 6 号について、影山委員よろしくお願します。

影山推進委員 受理番号第 6 号について説明いたします。

4 月 27 日に古川農業委員、高橋農業委員、事務局、申請人と行政書士と現地の確認を致しました。

平成 19 年当時梨農家の方から話を持ちかけられ、申請人が所有していた農地と梨農家が所有していた申請地を交換したのですが、見る限り、畑という認識はなかったようで、駐車場として使用していたそうです。

申請地は県道に面しており、周りに農地らしい農地がなく、民家が数軒建並ぶ場所で我々もここに農地があると思っていませんでした。何ら問題はないと思いますが、委員の皆様のご審議よろしくお願します。

議 長 次、第 7 号、池田委員、お願します。

影山推進委員 受理番号第 7 号を説明いたします。

ただいま、事務局からの説明があった通りです。なお、4 月 27 日、申請地でベストファーム立ち会いのもと、加藤委員、松川委員、横川委員と私で話を聞いて見て来ました。委員の皆様のご審議をよろしくお願します。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議 長 それではお諮りいたします。

議案第 24 号「現況確認証明申請の適否決定について」における第 6 号及び第 7 号について、許可することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 24 号「現況確認証明申請の適否決定について」議決し、許可することといたします。

次に、議案第 25 号「令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和 4 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 三島木専門員、西澤局長 説明

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

秋山委員 活動報告書ですけども、多分、ここにいらっしゃる皆さんも各地域の中で、重複して色々な役職を持っている方々も多いと思うので、そういった時の活動を報告書に記載してよろしいか。というのが質問です。

事務局西澤局長 農業委員のほかに、土地改良区の役員であるとか、理事であるとか、色々役職を持っている方がいらっしゃると思います。

その立場で現地調査をしたり、被害調査をされるかと思いますが、そういった活動全てこちらの方にカウントしていただいて結構です。積極的にそういった活動をカウントしていただいて、報告していただければありがたいので、よろしく願いいたします。

議長 その他、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議長 なければ、お諮りいたします。

議案第 25 号「令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和 4 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 25 号「令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和 4 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」承認されました。

議長 次に、報告事項に入ります。

○ 報告第 10 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出書の受理について」 2 件です。

○ 報告第 11 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」 5 件です。

○ 報告第 12 号「災害復旧工事のための農地一時転用届出書の受理に

ついて」 1 件です。

○ 報告第 13 号「農地改良行為工事のための届出書の受理について」
3 件です。

○ 報告第 14 号「農地法第 5 条の規定による農地転用届出の取消願出
書の受理について」 1 件です。

○ 報告第 15 号「農業経営改善計画認定申請に係る意見書について」
25 件です。

議 長 以上で、本日の提出案件の審議はすべて終了いたしました。

議 長 その他、皆さんから何かございませんか。

(なし)

議 長 事務局からは何かございませんか。

事 務 局 ●依頼文書「令和 5 年度農林関係税制への要望について」と「令和 5
年度農業施策に関する要請・要望について」早尾農政係長が説明し
た。

●次回総会前に実施予定の農業者年金研修会について、西澤局長が出
席を依頼した。

議 長 他になければ、これにて令和 4 年第 5 回須賀川市農業委員会総会を
閉会といたします。慎重審議、お疲れ様でした。